

令和5年第9回清瀬市農業委員会会議録

令和5年9月26日午前9時00分から午前9時32分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

1 出席委員 会長 第10番 松村 俊夫
会長職務代理 第12番 小寺 正明
第1番 齊藤 正樹 第2番 小寺 一壽
第3番 村山 昇 第4番 村野 和博
第5番 村野 正明 第6番 森田 庄司
第7番 中村 正一 第9番 村山 孝
第11番 高橋 将則 第13番 坂間 和弘
第14番 土屋 俊治

2 欠席委員 第8番 新井 誠子

3 議長 松村 俊夫(会長)

4 書記 戸野慎吾・清水敬志・神山汐理

5 付議事項

- (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法の届出について〔4条関係〕
- (4) 農地法の届出について〔5条関係〕
- (5) その他

議長 北多摩連合会の研修お疲れ様でした。また、本日午後より、農地法第30条に基づく農地利用状況調査である令和5年第2回農地パトロールを行います。例年に比べると今年はかなり草が生い茂っている畑も見受けられます。時間範囲内でなるべく細かい部分の確認を取っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。東京都の指針として、市街化区域において不耕作の農地がない、ということをお知らせしておりますので、当市においても全面市街化でございますので、肥培管理の悪い農地はほとんどない状況と伝えてあります。しかしながら残念なことに家庭内の事情、高齢化等の要因において、どうしても肥培管理が若干おろそかになっている農地も見受けられます。そのような農地になるべく改善できるように営農支援事

業や都市農地貸借円滑化法を利用するとか、そのようないくつかの方法を利用していただき、なるべく耕作が十分にできるような全面農地としていきたいと考えておりますので、午後の状況調査をよろしくお願いいたします。それでは、皆さん定刻になりましたので、令和5年清瀬市第9回の農業委員会を始めたいと思います。

本日は、委員14名中13名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。

第5番の村野正明委員、第6番の森田庄司委員となっております。よろしくお願いいたします。

議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類となっております。申請は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長

現地調査に行った村野正明委員より1件目の報告をお願いします。

村野委員

9月5日に事務局の神山さんと現地調査を行いました。申請地では、小松菜やカブ、サトイモ、キュウリ、ブロッコリーなど多品目の野菜を露地栽培しており、また、ハウスではキャベツなどが栽培されておりました。10反程の広い農地でしたが、綺麗に管理されており問題ないと思います。

議 長

2件目森田委員よりお願いいたします。

森田委員

9月13日に事務局の神山さんと現地調査を行いました。2か所にあるハウス計4棟の確認を行いました。厳正かつ的確に整理されておりましたことを報告致します。

議 長 3件目齊藤委員よりお願いいたします。

齊藤委員 9月13日に事務局の神山さんと現地調査を行いました。現地は3面あり、1面は大根の栽培、その他の農地も綺麗に管理されており、問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。

議 長 議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より、3条の許可申請の議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は8月11日から9月11日までとなっております。

[事務局より説明]

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。齊藤委員、小寺委員よりお願いいたします。

齊藤委員 9月15日に事務局の神山さん、山下さんと、小寺委員とで現地調査を行いました。現地は以前農地法5条の転用届出を提出して、宅地化する予定でしたが、諸事情により、道路を通すことが出来なかったため、畑として活用することになったとのことでした。譲受人は城に在住で、所沢でも農業を営んでいるとのこと。対象農地まで車で10分程であり、他に持っている畑と同様に行けるそうです。農地を増やすため、自宅より近い清瀬の農地の取得を希望しておりました。譲受人は所沢市で、2万㎡の土地を所有しており、昨

年はニンジン、サトイモ、枝まめ等を栽培し、JAに卸していたとのこと。農業従事者としては、譲受人のほかに息子も農業に従事しているようで、家族での農業経営に取り組んでいるとのこと。

父親も所沢市の農業委員として就任していた時期もあったそうです。所在地が対象農地と近いこと、家族で農業経営及びこれまでの経歴から、譲受人について特に問題ないと思います。

小寺委員 対象農地については雑草が繁茂しておりましたが、今回現地調査を行ったところ譲受人が綺麗にしておりました。また、今回対象農地ではサトイモ、ニンジンを作付け予定だそうです。今後、休耕期間においても綺麗に管理してくださるとのことでした。齊藤正樹委員同様、特に問題ないと思います。

議長 譲受人、譲渡人はどのような関係なのですか？

委員 兄弟です。譲渡人は不動産屋です。

議長 一度これは5条で買取しておりますので、譲受人が変わられた場合には生産緑地の追加申請をしないと、固定資産税が違ってきます。内容としては兄弟ですので、金銭のやり取り等は問題ないとのことで大丈夫ですね。現地も現状綺麗にされて来年に向けて準備が進んでいるとのことですね。
只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はございますか。

委員 場所はどこになりますか。

委員 清瀬市下清戸4丁目になります。

委員 道はないのですか。

委員 軽トラが入るくらいの農道があります。

議長 他に何か質問はありますか。

委員 異議なし。

議長 それでは承認させていただきます。

議 長 議案第3号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。8月11日から9月11日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 質問等がございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。

議 長 議案第4号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は4件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。8月11日から9月11日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等がございますか。

委 員 1件目の土地は戸建ての奥の土地は農地として残すのですか。

事務局 今のところその情報は伺っておりません。

議 長 移転登記が終了するまでは、現状の所有者ですね。現在の状況で、草が伸びておりますので、指導対象になると思われます。農地パトロールで確認をお願いします。他に質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。
議案第5号、その他を議題とさせていただきます。

議 長 (1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。事務局で説明をお願いします。

事務局 はい、説明させていただきます。依頼は1件ございます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 これは生産緑地の買取申し出に係る協力依頼という形でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

(2) 会議の報告について

①北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進員研修会

令和5年9月21日(木)府中の森芸術劇場で行われました。

参加者は農業委員と事務局です。

こちらは皆様参加でしたので割愛させていただきます。

以上が会議の報告でございます。

(3) 会議の日程について

①南多摩地区視察

令和5年10月10日(火)午前9時30分より、愛情野菜

専業農家ヤマヨシ・関ファームに伺います。参加者は私と職務

代理と下清戸地区担当農業委員と事務局です。

②北多摩地区農業委員会連合会理事会

令和5年10月10日(火)午後3時00分より、武蔵野市

役所で行われます。参加者は私と事務局です。

③職務代理・部会長研究集会

令和5年10月11日（水）午後1時00分より亀の井ホテル
青梅で行われます。参加者は職務代理と各部会長と事務局で
す。

④会長研究集会

令和5年10月26日（木）から27日（金）愛知県知多方面
に伺います。参加者は私と事務局長です。

⑤第10回清瀬市農業委員会

令和5年10月31日（火）午前9時00分より、清瀬市役所
で行われます。参加者は農業委員、事務局です。

以上が会議の日程でございます。

全体を通して質問等はございますか。

委 員

特にありません。

事務局

事務局はありません。

議 長

特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第9回清
瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長

署名委員（第5番）

署名委員（第6番）